

駐屯地納涼祭野外売店募集要領

(令和4年度)

朝霞駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

東京都練馬区に所在する陸上自衛隊朝霞駐屯地において、駐屯地納涼祭来訪者等の利便性を確保するため、駐屯地納涼野売店（以下「野売店」という。）の出店及び販売を次に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

- (13) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (14) 第5項の業者説明会に参加すること。
なお、参加しない業者は公募に参加できないものとする。
- (15) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置する施設の所在地及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地 北グラウンド周辺（設置場所は変更になる場合がある。）

4 設置条項

- (1) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置業種及び店舗数
 - ア 酒類（飲料及びアイスクリームの販売も可）：4店舗程度
 - イ 食品（やきとり、やきそば、たこやき、から揚げ等）：16店舗程度
 - ウ 子供用玩具（光るおもちゃ、ビニール玩具等）：3店舗程度
- (3) 使用許可期間等
 - ア 令和4年7月内1日
 - ※ 新型コロナウイルスの影響で中止する場合あり。
 - イ 物品撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。
- (4) 細部条項
 - 「仕様書」のとおり。

5 質問受付期間

仕様書、募集要領及びその他事項について、質問事項がある場合、下記の期間に電話又はFAX等対面よらない方法で質問を受け付ける。

- (1) 日 時
 - 令和4年3月23日（水）～令和4年4月5日（火）
- (2) 質問に対する回答
 - 応募業者から出た質問事項及び質問に対する回答を取りまとめ、書面にて情報共有する。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次に掲げる応募手続きを実施する。

なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部 (別紙第1)

(イ) 関係書類 各4部

a 及び b の事項については、必ず記載又は資料を添付すること。

a 企画提案書 (別紙第2)

b 主な販売予定品・販売価格表 (別紙第3)

(ウ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる関連書類を併せて提出すること。

a 確約書 (別紙第4)

b 誓約書 (別紙第5)

c 役員名簿 (別紙第6)

※ 上記の個人情報 は誓約書の内容の範囲を超えて使用しません。

d 戸籍抄本 (法人である業者にあつては、登記簿謄本)

e 営業経歴書、財務諸表 (直近のもの)

f 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書 (法人にあつては「その3の3」を、個人にあつては「その3の2」を提出すること。)

g 会社概要 (任意様式、パンフレット可)

h 印鑑証明書

i 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

※ 全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、d、e 及び f に定める書類に代えることができる。

イ 書類審査の結果、関係書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

ウ 提出先

〒178-8501

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科 (担当：三堀)

電話番号：048-460-1711 (内線：4415)

エ 提出期限

令和4年4月13日（水）午後5時まで（必着）

オ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな用紙を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難しい場合又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合にあつては、この限りではない。また、ホッチキス止めとし、簡単な装丁を実施する。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案書類変更の禁止

提案書類の変更（修正、差替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があつたときは次点の者に決定する。

8 選考結果等

(1) 決定年月日

令和4年4月22日（金）

(2) 結果通知要領

陸上自衛隊朝霞駐屯地厚生科事務室前に決定業者を掲示（決定年月日の午前9時）するとともに、決定業者に対しては文書等により通知する。

(3) 決定業者に対する説明会の日時場所

令和4年4月25日（月）午後3時から

陸上自衛隊朝霞駐屯地厚生センター内会議室

※ 説明会の際、朝霞駐屯地納涼祭野外売店代表者を指定し、指定された業者は、国有財産使用許可手続き等について、その他の業者から提出される委任状をもって、一括申請等を行う。

9 国有財産使用許可申請書類

(1) 提出書類

ア 朝霞駐屯地納涼祭野外売店代表者
国有財産使用許可申請書（別途配布）

イ その他の業者
委任状（別途配布）

(2) 提出先

申請書等の提出と同じ。

(3) 提出期限

令和4年5月12日（木）午後5時（必着）

10 問い合わせ先

〒178-8501

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科（担当：三堀）

電話番号：048-460-1711

内 線：4415

F A X：4451

※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで

11 その他

この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
朝霞駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

東京都練馬区大泉学園町に所在する陸上自衛隊朝霞駐屯地において、駐屯地納涼野外売店の出店及び販売することについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

- 1 酒類（飲料及びアイスクリームの販売も可）
- 2 食品（やきとり、やきそば、たこやき、から揚げ等）
- 3 子供用玩具（光るおもちゃ、ビニール玩具等）

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用

企画提案書
(駐屯地納涼野外売店)

会社名：

1 主な販売予定商品・販売価格表 別紙第3による。
2 従業員管理等 身元管理方法、人員配置について
3 省エネルギー・環境対策処理方法 ゴミ処理対応等について
4 衛生管理方法 従業員の健康管理方法について

5 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

(1) クレーム・要望等の把握方法及び対処方法について

(2) 事故・トラブル発生時の対処方法について

(3) イベント保険等に参加している場合は、保険の概要を記載

6 その他のアピールポイント

上記1～5の内容と重複しないアピールポイントについて記入

7 陸上自衛隊朝霞駐屯地における営業方針

8 会社概要

(1) 本社所在地

(2) 設立年月日

(3) 資本金

(4) 従業員数

(5) 店舗数

(6) 売上高

(7) 他に実施している駐屯地及び官公庁等

確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
朝霞駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊朝霞駐屯地における駐屯地納涼野外売店の出店及び販売の業務」
の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物

件) を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
会社名
氏名又は名称

印

